

令和元年 5月 29日

福井県議会議長 様

糀谷好晃



政務活動費収支報告書(会派・議員)

福井県政務活動費の交付に関する条例第9条第 項の規定により、下記のとおり平成31年度の政務活動費の収支を報告します。

記

1 収 入

項 目	収 入 額 (円)	備 考
政 務 活 動 費	296,000	/
利 息 収 入		
自 己 負 担 金		
合 計	296,000	/

2 支 出

項 目	支 出 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費	32,529	/
研 修 費		
広 聴 広 報 費		
要請陳情・県民相談等活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	6,809	/
事 務 所 費	21,196	/
事 務 費	5,044	/
人 件 費	45,454	/
合 計	111,032	/

3 残 金 184,968 円 /

政務活動費集計表(会派・議員)

(単位:円)

使途項目	収入、支払科目											収入額	その他	総計			
	収入 支出	旅費	会議費 負担金	食糧費	謝金等 報償費	使用料	委託料	消耗品費	備品費	印刷 製本費	通信 運搬費				燃料・ 光熱水費	修繕料	広告料
政務活動費	収入															296,000	296,000
収入合計																296,000	296,000
調査研究費	支出	32,529															32,529
資料購入費	支出							6,809									6,809
事務所費	支出				14,400						6,071					725	21,196
事務費	支出									5,044							5,044
人件費	支出													45,454			45,454
支出合計		32,529	0	0	14,400	0	6,809	0	0	5,044	6,071	0	0	45,454	725	111,032	
総合計		32,529	0	0	14,400	0	6,809	0	0	5,044	6,071	0	0	45,454	725	296,000	

平成31年度4月分
支 払 証 明 書

会派名または議員名 糀谷 好晃

様式第14号(第7条関係)

支 払 証 明 書

整理番号	支払年月日	使途項目	支出科目	使 途 内 容	費用内容	政務活動費充当額 (支払額)	摘 要
3-1	平成31年4月3日	調査研究費	旅費	小浜藩の歴史資料「酒井家文庫」を調査	交通費	2,960 円 ()	距離: 80.4 km 按分率: 摘要: 自宅⇄小浜市白髭往復
4-1	平成31年4月4日	調査研究費	旅費	議会にて政務調査活動	交通費	4,551 円 ()	距離: 123 km 按分率: 摘要: 自宅⇄議会往復
5-1	平成31年4月10日	調査研究費	旅費	会派会議	交通費	4,551 円 ()	距離: 123 km 按分率: 摘要: 自宅⇄議会往復
6-1	平成31年4月25日	調査研究費	旅費	議会内にて政務調査活動	交通費	4,551 円 ()	距離: 123 km 按分率: 摘要: 自宅⇄議会往復
7-1	平成31年4月28日	調査研究費	旅費	平成年度の県指定文化財に関する写真展見学と、同館収蔵展示コーナーの視察	交通費	4,736 円 ()	距離: 128 km 按分率: 摘要: 自宅⇄大宮往復

(注1) 旅費の場合、「摘要」欄に「目的地」および「移動距離(km)」を記載すること。

(注2) 按分により支出を行った場合、「摘要」欄に「按分率」を記載すること。

(注3) 政務活動費充当額と異なる場合、「支払額」を記載する。

上記のとおり相違ないことを証明します。

提出者 梶谷好晃



平成31年度4月分

領 収 書 等 添 付 票

会派名または議員名 糺谷 好晃

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	8-1	支 払 年 月 日	平成31年 4月 1日
使 途 項 目	事務所費	支 出 科 目	使用料
使 途 内 容	事務所賃借料		
費 用 内 容	事務所賃借料	摘 要	4月分を任期分で按分29/30 96%
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	14,400 円	按 分 率:	1/2
	(28,800 円)	充 当 根 拠:	後援会活動との按分
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

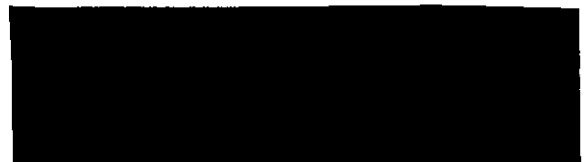
県議会議員

糴谷 好晃様

¥ 30,000-

但し事務所賃借料 (平成〇〇年〇〇月分)
として

上記の金額 正に領収しました。



(H30.1.1 ~ H31.4.29分)



建物賃貸借契約書

契約締結日 平成 年 月 日
 取引期日 平成 年 月 日

(賃貸人) _____
 (賃借人) 梶谷好晃



社団法人 福井県宅地建物取引業協会 謹製



建物賃貸借契約書

このたび賃貸人 _____ と賃借人 梶谷好晃
 は、重要事項説明書を確認のうえ、後記表示物件（以下、賃貸借物件という）について、後記特
 約条項において別に定められない限り下記の条項に基づき賃貸借契約を締結する。

第1条 (賃料) 賃貸借物件の賃料については 月額金30,000円 (内消費税
 税 _____ 円) 也また管理費は 月額金 _____ 円也 と定め、賃借人は毎月
 末日迄に翌月分を賃貸人またはその指定する者の場所に持参または送金して支払うもの
 とする。尚、家賃支払後借主の都合により本契約を解約する時は使用日数が残っていて
 も、残りの日数の賃料は返還されないものとする。

第2条 (賃料の増減) 賃料が物価の変動、公租公課、地代の変更あるいは近隣の賃料に比較
 して不相当となったときは、契約期間中といえども当事者協議のうえこれを増減額する
 ことができる。
 また、共益費についても各種料金の变化その他供給原価の変動によりこれを増
 減額することができる。

第3条 (敷金) 賃借人は、賃料の支払い、損害の賠償、その他本契約から生ずる債務（以下、
 これらを含めて債務という）を担保するため、本日敷金として
 金60,000円也を賃貸人に預託した。なお、この金員は無利息とする。

- 賃借人は敷金の返還請求権につき質権を設定しまたは第三者に譲渡しないものと
 する。
- 賃貸人は、本契約が終了し賃借人から賃貸借物件の明渡しを受けたときは、敷金
 は債務の非済に充当する分を除き賃借人に返還するものとする。
- 賃借人は本契約の期間中敷金をもって賃料に充当することはできない。

第4条 (賃貸借期間) 賃貸借期間は平成24年 1月 1日より平成25年12月31日
 まで 2年間とする。ただし、期間満了時において双方協議のうえ更新することができ
 る。
 但し、更新事務手数料として2年毎に金10,500円を申し受けます。

第5条 (使用目的) 賃借人は賃貸借物件を _____ 事務所 _____ に使用する
 ほか他の用途に使用することができない。

第6条 (使用上の注意) 賃借人（その家族、使用人、訪問者を含む）は賃貸借物件を善良な
 管理者の注意をもって占有・使用し、賃借人が定める規則や指示を遵守しなければなら
 ない。

- 賃借人は賃貸借物件の内外の美化につとめ、下水溝、排水溝等共同施設に支障を
 きたさないよう常に善処しなければならない。
- 賃借人は屋根、建物周囲の除雪を行うものとする。
- 賃借人は賃貸人に予め入居者名を通知し、その後変更したときもこれを通知しなければ
 ならない。
- 賃借人は、1ヶ月以上賃貸借物件を無人にするときは、賃貸人に通知しなければなら
 ない。

(3) 質貸借内、共用部分その他質貸借物件に近接する場所において暴行、傷害、脅迫、恐嚇、器物損壊、逮捕監禁、凶器準備集合、賭博、売春、ノミ行為、覚醒剤、拳銃、火薬等に関する犯罪を敢行しまたは質借人と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。

(4) 質貸借物件内、共用部分その他質貸借物件に近接する場所において暴力団等の威力を背景に粗野または乱暴な言動をして近隣居住者、管理者、訪問者等に迷惑、不安感、不快感等を与えたとき。

(契約の当然終了) 質貸借物件が朽廃等の事由により使用不能となったとき、または天災・火災等により大破、滅失したときは、本契約は当然に消滅する。

2. 質貸借物件が公法上の措置により取り扱われまたは使用不能となったときは本契約は当然に消滅する。

(質貸借物件の明渡し) 本契約が終了したときは、質借人は質貸借物件を原状に復し質借人の立会いのもとに明渡すものとする。

2. 質借人は、文書において質貸人より承諾を得て行った造作等を除き、本契約終了時ににおいてその買取請求を行うことはできない。

3. 質借人は、質貸借物件を明渡すときは、質貸人に対し立退料等金銭上の請求その他の請求を行うことはできない。

4. 質借人が質貸借物件を明渡した後質貸借物件内に物品を残置したときは、質貸人はこれを適宜処分することができその費用は質借人の負担とする。

5. 質借人が所在不明のため質貸借物件の明渡しができないうときは、質借人の保証人がその義務を行うものとする。ただし、保証人においてその義務を行えなくは行わないときは、質貸人において明渡すための手続をなす義務を負担し、質貸借物件内の物品等を適宜処分するものとする。この場合、質借人はその処分に関し何ら異議を述べずまた第三者との紛争が生じても一切質借人の責任とする。

6. 質借人が本契約終了と同時に質貸借物件を明渡さないときは、質借人は本契約終了の翌日より明渡し完了までの質料の2倍の損害金を質貸人に支払うものとする。また、明渡し遅延のため質貸人が受けた特別の損害も賠償しなければならない。

(損害賠償) 質借人(その家族、使用者、訪問者を含む)の故意、過失、怠慢等により建物または質貸借物件を汚損、破損または滅失したときは、質借人はその損害を賠償しなければならない。

(連帯保証人) 連帯保証人は本契約にもとづく質借人の一切の債務を保証し質借人と連帯して債務履行の責を負うものとする。

2. 連帯保証人が欠けたとき、または連帯保証人の保証能力がなくなつたときは質借人は質貸人の請求により直ちに新たな連帯保証人を立てなければならぬ。

(協議事項) 質貸人および質借人は信義、誠実の原則にのっとり本契約の内容を遵守すべきものとし、本契約に定めのない事項については、当事者は関係法令ならびに慣習に従い誠意をもって協議し定めるものとする。

第7条 (使用上の禁止事項) 質借人は、質貸人の許可なくして承諾なしに、質貸借物件の全部または一部の質借権を第三者に譲渡、転貸してはならない。

2. 質借人は、質貸人の文書による承諾なしに、質貸借物件に改造、造作等施しまたは増設を取りこわし等により原状を変更する行為をしてはならない。

3. 質借人は、質貸借物件内において危険物の持込、騒音、悪臭放散、賭博行為その他風紀を害する行為等近隣居住者の迷惑となる行為をしてはならない。

4. 質借人は質貸人の指定する箇所、場所または方法以外に、質貸借物件内外での商号広告、質借人以外の名称等を掲示する等の表示行為をしてはならない。

5. 質借人は質貸借物件内で犬、猫等動物の飼育をしてはならない。

第8条 (負担の帰属) 質貸借物件の公租公課は質貸人の負担とし、電気、ガス、水道料、町内会費、衛生費その他の使用上の諸費用、会費等は質借人の負担とする。

第9条 (修繕義務) 質貸借物件の土台、柱、大壁、屋根、階段等主要構造部分に修繕の必要が生じたときは、質借人が費用を負担して修繕を行うものとし、その他の小修繕の必要が生じたときは、質借人が費用を負担して修繕を行うものとする。

2. 質借人は、修繕箇所を発見したときは、直ちに質貸人に通知するものとする。

第10条 (解約予告) 質借人は、本契約を解約しようとするときは、質貸人に対し3ヶ月前に予告するものとする。ただし、予告なしに解約しようとするときは、質貸人に質料の3ヶ月分相当額を支払うものとする。

第11条 (契約の解除) 質借人が次の場合の一つに該当したときは、質貸人は催告をしないであらう本契約を解除することができる。

(1) 質料を2ヶ月以上滞納したとき。

(2) 質貸人に何ら通知せず1ヶ月以上質貸借物件を無人にしたとき、または質借人に質借の意思がないと推断できる状況のとき。

(3) 契約時に入居申込書を質貸人に提出した場合に、入居申込書が他人または虚偽架空の名義であったとき。

(4) その他本契約の各条項に違反したとき。

第12条 (暴力団等関係者の排除) 質借人が次の場合の一つに該当したときは、第11条にかかわらず、本契約は質貸人の催告を要せず解除となり、質借人は質貸借物件を明渡しななければならない。

(1) 質借人またはその家族が暴力団等関係者であり、かつ近隣居住者の平穩を害する様態のある行為をしたとき。

(2) 契約時に入居申込書を質貸人に提出した場合に、入居者について暴力団等関係者でないことを確認したにもかかわらずそうであったとき。

2. 質借人が次の場合の一つに該当する行為をしたときは、第11条にかかわらず、本契約は質貸人の催告を要せず解除となり、質借人は質貸借物件を明渡しななければならない。

(1) 質貸借物件内、共用部分、付属設備等に暴力団等の組織、名称、活動等に関する看板、名札、写真、絵画、ちょうちん、代紋その他これらに類する物品を掲示または搬入したとき。

(2) 質貸借物件に関し暴力団等関係者を同居、宿泊させまたはその連絡場所としたとき、また、これらの者を反復継続して出入りさせたとき。

第18条 (特約条項)

入居人氏名

電話番号

携帯電話

下記賃貸人、賃借人及び連帯保証人は、本契約を証するため契約書2通を作成、各当事者が署名押印のうえ各自その1通を保有する。仲介者は本契約書のコピーをもって控とする。

平成23年12月28日

賃貸人・住氏名

賃借人・住氏名

連帯保証人・住氏名 (入居人)

媒介業者

免許番号 (福井県知事・国土交通大臣) 第11-552号
福井県敦賀市清水町1丁目23-6
株式会社 和土地 (株)
代表取締役 橋本清剛 (福井県知事) 第1号
宅地建物取引主任者 (登録番号) (福井県知事) 第1号
橋本清剛

賃貸借物件の表示

所在 敦賀市呉竹町1丁目41番15号

延床面積 2階部分 35.932㎡

特約条項

第1条 解約時、敷金より敷金に充当する金額の30%を差引き返還するものとする。但し、修理必要が生じた場合には修理に掛かった費用は敷金より支払うものとする。

第2条 賃貸人は、賃借人に建物賃貸借契約書 第5条 (使用目的) に記載した事務所の使用目的以外の使用を禁止する。又、賃借人は、近隣入居人、賃貸人、仲介人には如何なることがあろうとも一切の迷惑を掛けない。賃借人は本条項に違反した場合には速やかに賃貸人との契約を解除し、損害賠償を支払い退室するものとする。

第3条 冬期降雪時、家屋の保全上屋根の除雪が必要な場合は業者に依頼し、掛かった費用は共同負担とする。賃借人はその除雪の間駐車場の自動車を一時的に他の場所に移動して協力しなければならぬ。屋根以外の玄関前、同道路、自転車置場、駐車場等は賃借人が協力して除雪しなければならない。

第4条 賃貸人は、駐車場内外において発生した車両の破損、盗難、火災その他損害について、その原因に拘わらず一切賠償責任を負わない。

第5条 賃料を2ヶ月滞納した場合は、即解約して退去しなければならない。

第6条 本物件について紛争が生じた場合は、賃貸人の所在地の裁判所にて行うものとする。

(物件の表示)

1. 所在地 〒914-0802 敦賀市呉竹町1丁目41番15号
2. 名称 奥野ビル
3. 間取り 2階部分 35.932㎡
別紙添付図面参照

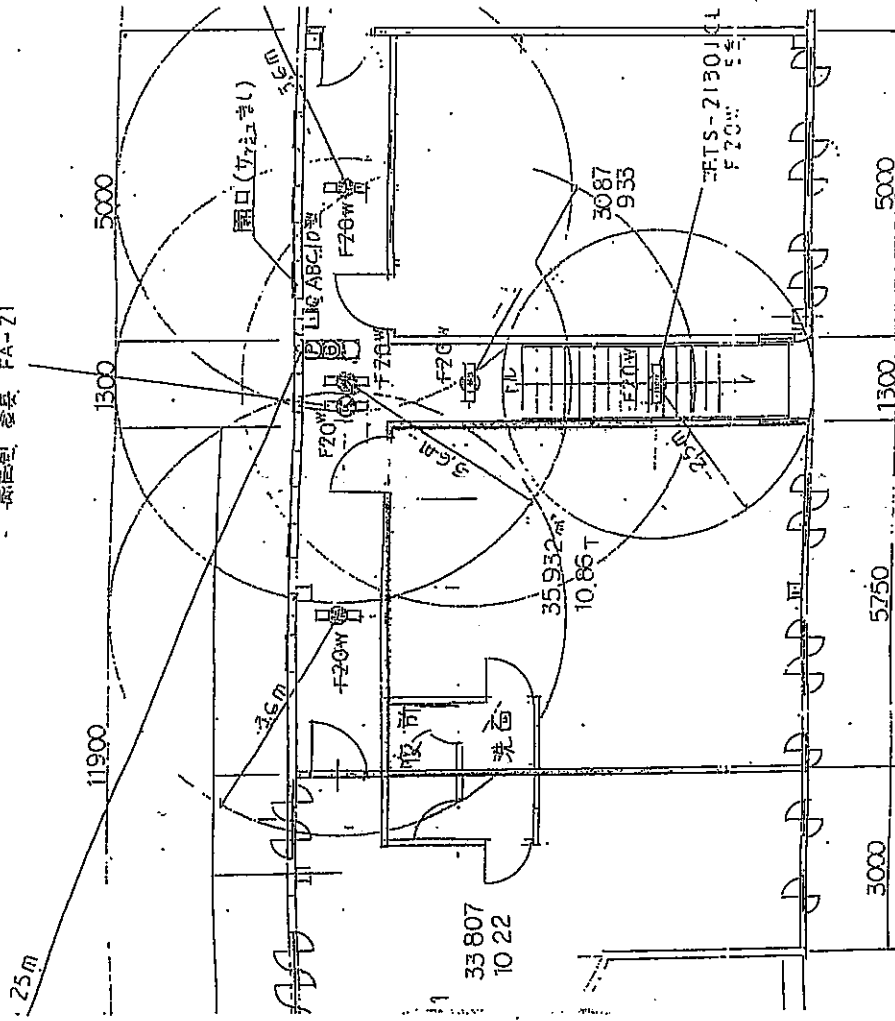
入居規約

建物、付属設備の使用、管理について次の事項に厳守し、本建物の保全及び全入居者の良好な環境を維持するためお互いに協力するものとする。

1. ゴミの処理などは町内会の定められた場所、日時（当日の朝）に搬出すること。
2. 駐車場の自動車や、自転車にキズを付けないよう注意すること。又、駐車場に自動車や自転車が駐車していないときにおいても、子供たちの遊び場として利用しないように保護者は十分監督し安全に注意すること。
3. ステレオ、テレビ等の音量については、近隣に迷惑を掛けないように十分注意すること。
4. キッチン、ユニットバス、洗濯機等の排水については、近隣の住民に迷惑を掛けないこと。（深夜等遅い時間に使用しないこと）
5. 配水管のゴミづまりが起きないように、トイレの使用は所定用紙以外には使用しないで下さい。
6. ガス、水栓の開放、漏洩、漏水のまま放置しないこと。（修繕等必要な場合は、速やかに管理人に届け出ること）
7. 公序、良俗に反する行為は行わないこと。
8. 賃貸借契約書及び本契約に基づき、承諾届け出等が必要な場合は、事前または遅滞なく管理人へ連絡すること。

以上

F BK-2106N F20W
 床下型 全長 FA-21



令和元年度 事務所等状況報告書

議員名 糀谷 好晃 /

1 所在地等

住所 敦賀市呉竹町1丁目41番15号 /

電話番号 0770-22-2322

延べ床面積(共用部分を除く) 35.932 m² /

2 所有区分

賃貸借契約先()

単独事務所

自宅兼事務所

自己所有物件

賃借物件

所有者

第三者

後援会

関連会社

親族

議員本人が代表である

議員本人が代表でない

議員本人が代表である

議員本人が代表でない

生計は一である

生計は別である

単独事務所の按分率

方法① 政務活動の使用面積割合
(政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合)
[事務所使用面積(共用部分を除く) m²の内、政務活動の使用面積 m²]

方法② 使用面積で按分できない 毎月の使用時間で按分

方法③ 使用時間でも按分できない

按分率

/

%

小数点以下切捨て

按分率 1/2 1/3 1/4

自宅兼事務所の按分率

自宅全体における議員活動の使用面積割合

[自宅の面積(共用部分を除く) m²の内、議員活動の使用面積 m²]

方法① 議員活動の使用面積における政務活動使用面積割合
(政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合)
[議員活動の使用面積 m²の内、政務活動の使用面積 m²]

方法② 使用面積で按分できない 毎月の使用時間で按分

方法③ 使用時間でも按分できない

按分率

/

%

小数点以下切捨て

1/2 1/3 1/4

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	9-1	支払年月日	平成31年 4月 24日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	新聞購読料		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料	摘 要	朝日新聞4月分を任期分で按分29/30 96%
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	2,969 円	按 分 率 :	
	(3,093 円)	充 当 根 拠 :	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

ASA 領 収 証
 2019年04月分 / ID(XXXXXXXXXX)
 津内町3丁目8-26 No. 2- 12-0042-000

糀谷 好晃 様

銘 柄	部	金 額	お知らせ
朝日新聞	1	3,093	新聞代のお支払いは手数料無料 《口座振替》またはポイントも 貯まる《クレジット》を是非ご 利用ください！ 毎度ご購入有難うございます。 左記の通り領収致しました。
合 計		¥ 3,093	



朝日新聞サービスアンカー教賀

〒914-0051
 福井県教賀市本町2丁目8-14
 TEL: 0770-23-5720

FAX: 0770-21-5760



4/24

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	12-1	支払年月日	平成31年 4月 27日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	事務所電話料金		
費 用 内 容	事務所電話料	摘 要	4月分を任期分で按分29/30 96%
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	2,515 円	按 分 率:	1/2
	(5,031 円)	充 当 根 拠: 後援会活動との按分	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
31-04-27	33082	料金払込 PE
記 号	番 号	
***	***	
取扱番号	お取引金額	
N147	*5,241	
	残高	
4504010142230 払込金額 *5,241円		
払込内容 NTTファイナンス 平成31年 4月分		

ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆうちょ銀行 —

印紙税申告納付につき趣町
税務署承認済

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
梶谷好晃事務所 様

お客様番号

2019年 4月ご請求分

金額(円)

¥5,241-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領 収 日 附 印

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局でお支払いの場合は、右側記載をお出しください。上記以外でお支払いの場合は切り取らないでください。

お客様電話番号等 BILLING NUMBER: 00-0-22-2322 請求年月 MONTH OF ISSUE: 2019年 4月ご請求分

ご請求内訳

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆0770-22-2322		3月分	
◇N.T.T.西日本ご利用分	2,639	回線使用料(基本料)(事務用) ダイヤル通話料	合算
	2,400	2月1日~2月28日	合算
	42	2月1日~2月28日。なお前月分は8円でした。	合算
	() 42	(内訳) イチリッツ1 通用分	
	< > 42	次回(来月分)の割引計算期間は、3月1日~3月31日です。	
	() 0	イチリッツ1をご利用にならなかった場合、75円となります。	
	2	(内訳) イチリッツ1 通用通話料	
	195	(内訳) 通常通話料適用分	
	2,639	ユニバーサルサービス料 消費税等相当額(合計)	合算
◇N.T.T.西日本分(小計)	2,639	(小計)	
◇N.T.T.西日本ご利用分	2,602	4月分	
	2,400	回線使用料(基本料)(事務用) ダイヤル通話料	合算
	8	3月1日~3月31日	合算
	() 8	3月1日~3月31日。なお前月分は42円でした。	合算
	< > 8	次回(来月分)の割引計算期間は、4月1日~4月30日です。	
	() 0	イチリッツ1をご利用にならなかった場合、8円となります。	
	2	(内訳) イチリッツ1 通用通話料	
	192	(内訳) 通常通話料適用分	
	2,602	ユニバーサルサービス料 消費税等相当額(合計)	合算
◇N.T.T.西日本分(小計)	2,602	(小計)	

N.T.T.西日本からのお知らせ
 ※電話のご注文・お問合せは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)
 ※電話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料)
 ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ(無料) / 故障: 0120-248995へ(無料)
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、N.T.T.ファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまなく日本全国においてユニバーサルサービス(N.T.T.東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

領 収 書 等 添 付 票

整 理 番 号	15-1	支 払 年 月 日	平成31年 4月 28日
使 途 項 目	調査研究費	支 出 科 目	旅費
使 途 内 容	高速料金		
費 用 内 容	有料道路料金 /	摘 要	4月4日、10日、25日、28日
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	11,180 円 / ()	按 分 率:	
		充 当 根 拠:	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

914-0056
福井県敦賀市津内町3丁目 8-26

※各当社のカードをご愛用いただきありがとうございます。
過日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」「お支払日」を、
過日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」を、
下記通りご案内申し上げます。ご指定の口座を通じてお支払いいただきますので、
「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。
なお、お支払口座へのご入金はお早めにお願ひ申し上げます。

糞谷 好晃 様

18114-4108-2981-88980 4008341#



明細書枚数 1枚中 1枚目

カードのご利用枠 (家族カード発行時は共通のご利用枠)	
カードの種類	
総利用枠	
カード利用枠	
内リボ払い	
内分割・2回・ボーナス	
キャッシング利用枠	
内キャッシングリボ	
内海外キャッシングサービス	

※リボ払い・分割払いは上記に表示の利用枠内にご利用いただけますが、ご利用金額の上限は合算で 万円です。

2019年6月10日(月)

全額控除	
支店	
科目	
口座番号	

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

カード名称	
会員番号	
加入・切替日	

お客様の個人情報保護のため、会員番号の下3桁を表示していません。

あとからリボ 印のあるご利用明細合計 11,180円を今からリボ払いに変更できます。
お申込みは 6月 3日までにどうぞ! (2回払いはご利用金額合計をリボ払いに変更します。)
お申込みは ◆ スマートダイヤル24で
<24時間・年中無休> ◆ ホームページで

利用年月日	ご利用金額	支払区分	今回数	備考	備考
	糞谷 好晃 様				
#19.4.4	ETC 金沢支社	1510	1	1	1510 自教習 至福井 普通車
#19.4.4	ETC 金沢支社	1510	1	1	1510 自福井 至敦賀 普通車
#19.4.10	ETC 金沢支社	1510	1	1	1510 自教習 至福井 普通車
#19.4.10	ETC 金沢支社	1510	1	1	1510 自福井 至敦賀 普通車
#19.4.25	ETC 金沢支社	1510	1	1	1510 自教習 至福井 普通車
#19.4.25	ETC 金沢支社	1510	1	1	1510 自福井 至敦賀 普通車
#19.4.28	ETC 特割 金沢支社	1060	1	1	1060 自教習 至福井 普通車
#19.4.28	ETC 特割 金沢支社	1060	1	1	1060 自福井 至敦賀 普通車
					11,180

備考の◎印はポイントの対象利用となります。

ご利用明細のご説明

<ご利用日>前日ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものとします。
<支払区分>1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3=分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ボ=ボーナス一括払い 等 <今回数>今回が何回目のお支払いかを表示しております。

原本のとおり相違ないことを証明します

令和 5年 5月 29日



ポイント

BONUS POINT

裏面もご覧ください

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	1-1	支払年月日	平成31年 4月 29日
使 途 項 目	人件費	支 出 科 目	人件費
使 途 内 容	補助職員賃金		
費 用 内 容	補助職員賃金	摘 要	4月分
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	45,454 円 /	按 分 率:	
	(50,000 円) /	充 当 根 拠 : 実 績 ・ 使 用 状 況 で の 按 分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

領 収 証

福井県議会議員
縦 谷 好 晃

様

No. _____

★ 50000

但

平成31年 4 月 29 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	
消費税額等(%)	

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097



雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]	生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	

下記の条件で契約します。

雇用期間	平成29年4月1日から平成31年4月30日
就業場所	敦賀市呉竹町1-41-15 奥野ビル2F 糀谷好晃県会議員事務所
業務内容	政務調査に関わる調査補助及び関係書類の作成など
就業時間	午後1時00分から午後6時00分まで (休憩時間)ナシ 毎火・金曜日
休 日	土・日・祝日・年末年始他(月、水、木曜日)
給与(賃金)	月額50,000円
給与支払方法	毎月月末締切り、月末現金払い
給与振込先	

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保有する。

平成29年4月1日

雇 用 者 糀 谷 好 晃

[REDACTED]

勤務実績報告書(H31)

4月分

日	曜日	勤務時間数	うち政務活動 業務時間数	政務活動業務内容
1	月			
2	火	5	5	議員3期12年分の代表・一般質問の議事録収集作業 ✓
3	水			
4	木			
5	金	4	4	4月2日分のジャンル別整理とデジタル化作業 ✓
6	土			
7	日			
8	月			
9	火	5	5	議員3期12年分の予算決算特別委員会における質疑応答分の整理収集 ✓
10	水			
11	木			
12	金	4	2	4月9日分のデジタル化作業 ✓
13	土			
14	日			
15	月			
16	火	5	4	議員3期12年分の各種政務活動に関する新聞記事等の整理 ✓
17	水			
18	木			
19	金			
20	土			
21	日			
22	月			
23	火	5	5	議員3期12年分の各種政務活動に関する新聞記事等の整理 ✓
24	水			
25	木			
26	金	5	5	議員3期12年分の議会及び各種政務活動に関する記録集作成のための準備作業 ✓
27	土			
28	日			
29	月			
30	火			
計		33 ✓	30 ✓	

上記の通り勤務したことを証明します。

議員名 梶谷 好晃



政務活動費充当計算

総支給額 50,000 円 × 政務活動 30 時間 / 総勤務時間 33 時間 = 45,454 円 ✓

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	13-1	支払年月日	平成31年 5月 7日
使 途 項 目	事務費	支 出 科 目	通信運搬費
使 途 内 容	自宅電話料金		
費 用 内 容	自宅電話料	摘 要	4月分を任期分で按分29/30 96%
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	2,529 円	按 分 率:	1/4
	(10,117 円)	充 当 根 拠: 政党・選挙、後援会、私的活動との按分	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 0770-22-3632

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)
榎谷 好晃 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2019年 5月19日発行)

2019年 4月ご請求分	(2019年 5月 7日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	10,539 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70




詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

つとものと割、Web光もつとものと割、
延伸されます。自動延伸をご希望されない場合は
割引サービスを解約された場合、解約金が
場合には解約金は発生いたしません。
com/wari/」でご確認ください。

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆0770-22-3632 NTT西日本利用分 8,999			
	3,530	回線使用料(基本料)(事務用) 3月1日～3月31日	合算
	300	ケーブル料(2重線使用料) 3月1日～3月31日	合算
	4,950	ADSL利用料(モ740・タイプ2) 3月1日～3月31日	合算
	495	ADSLサービス料 3月1日～3月31日、ADSL 利用料モ740タイプ2に10%割引を 適用	合算
	10	IP電話へのINS通話料 3月1日～3月31日	合算
	34	携帯電話会社のINS通話料 3月1日～3月31日	合算
	4	ユニバーサルサービス料	合算
	666	消費税等相当額(合計)	合算
◇NTTコミュニケーションズご利用分 622	576	INS通話料 2月1日～3月31日、フラグ未 ライン適用前797円 合算表示の料金合計×8%	合算
	46	消費税等相当額(合計)	合算
◇NTT西日本(小計) 9,621	9,621	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分 918	918	ぶらら利用料 * 02月ご利用分 NTT西日本からご利用分	非対象等
◇合計 10,539	10,539	合計	
		<NTTファイナンスからのお知らせ> この上記利用料は、ご請求書に代わって、ご請求書までご連絡させていただきます。	

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	14-1	支払年月日	平成31年 5月 7日			
使 途 項 目	事務所費	支 出 科 目	その他			
使 途 内 容						
費 用 内 容	その他	摘 要	ダスキン4月分を任期分で按分 29/30 96%			
政 務 活 動 費 額 充 当 額 (支 払 額)	725 円	按 分 率:	1/2			
	(1,451 円)	充 当 根 拠: 後援会活動との按分				
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類						
13	[Redacted Area]					
14						
15						
16						
17						
18						
19				D 1- 5- 7	1,512	HLCダスキンツルカ
20						
21						
22						
23						
24						
<p>① 証券類をご入金の際は、摘要欄に「他券」「取立」等と月日を印字します。 払戻しのできる日は、通常上記月日の午後となります。なお、お支払可能時刻は、 証券類の取立場所により異なります。くわしくは窓口へお問い合わせ下さい。</p> <p>② 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については 再記帳いたします。</p>						
<p>原本のとおり相違ないことを証明しま</p> <p>令和 元 年 5月 29日</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>						

お電話コード
0015300

合計請求書

P.1

4月度

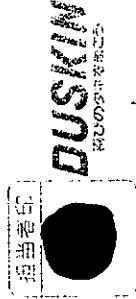
福井県議会議員 糺谷好晃 事務所様

発行 31年 04月 16日

振替日 5月 15日 振替 1

前月請求額	今月入金額	差引残高	今月売上額	今月売上額	内消費税	今月請求額
0	0	0	1,512	112	1,512	1,512

請求額
1,512



株式会社 **ダスキン** 株式会社
 代表取締役 川端 伸三 様
 〒914-0811 敦賀市中央 4-1-3
 TEL 0770-22-3960 FAX 0770-22-7720
 本社 0120-490-104
 福井支店 0061143
 福井銀行 0030562
 敦賀信用金庫 0167070
 北陸銀行 05284818
 福邦銀行

振替日は 05月07日 です。

〒 914-0802 敦賀市呉竹町 1-41-15

福井県議会議員 糺谷好晃 事務所 様

納品月日	品名	数量	単価	金額	内消費税
04.01	BSR ベーシクマツト S	1	648	648	112
	FM-DG フローアーマツプG	1	864	864	112
****	内消費税 福井県議会議員 糺谷好晃 事務所	(0015168)	****	1512	112
今 月 請 求 明 細				合計金額	1512

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	9-2	支払年月日	平成31年 5月 7日
使 途 項 目	資料購入費	支 出 科 目	消耗品費
使 途 内 容	新聞購読料		
費 用 内 容	新聞・雑誌購読料	摘 要	日経新聞4月分を任期分で按分29/30 96%
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	3,840 円	按 分 率:	
	(4,000 円)	充 当 根 拠:	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

13				
14				
15				
16				
17				
18		D 1- 5- 7 /新聞代	4,000	クワインマン
19				
20				
21				
22				
23				
24				

- ① 証券類をご入金の際は、摘要欄に「他券」「取立」等と月日を印字します。
 払戻しのできる日は、通常上記月日の午後となります。なお、お支払可能時刻は、
 証券類の取立場所により異なります。くわしくは窓口へお問い合わせ下さい。
- ② 摘要欄に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた取引については
 再記帳いたします。

原本のとおり相違ないことを証明します

令和 元 年 5 月 29 日



領収書等添付票

整理番号	11-1	支払年月日	平成31年 5月 9日
使途項目	事務所費	支出科目	燃料・光熱水費
使途内容	事務所電気料金		
費用内容	事務所電気料	摘要	4月分
政務活動費 充 当 額 (支払額)	4,181 円	按分率:	1/2
	(8,362 円)	充当根拠: 後援会活動との按分	
領収書その他の収支報告書の内容を証する書類			

電気料金等領収のお知らせ

下記のとおり、電気料金を口座振替によりお支払いいただきありがとうございました。

お客さま番号 [REDACTED]
 ご契約名義 福井県議会議員 梶谷 好晃 様
 ご使用場所 敦賀市 奥竹町1丁目41-15 奥野ビル202号

19年 4月分/領収月日 5月 9日
 領収額 8,362 円

(内訳)	従量電灯B	低圧電力	
合計額(円)	2368	5994	
精算額(再掲)			
燃料費調整額(再掲)	50	33	
延利・精算			
再エネ発電賦課金(再掲)	168	110	
消費税等相当額(再掲)	175	444	
ご使用量1	58	38	
ご使用量2			
ご使用量3			
ご契約kW(A)	50	5	
力率%		90	
割引額(再掲)	54		
振替 金融機関	[REDACTED]		

印紙税申告納付につき富山税務署承認済

- 延 利 欄 延滞利息が含まれる場合、「*」を表示します。
- 精 算 欄 精算がある場合、その理由を次のコードで表示します。
 1.....契約内容の変更 2.....停電割引 3.....1・2の混合またはその他
- 燃料費調整額欄 <従量制の場合>燃料費調整単価×ご使用量(kWh)
 <定額制の場合>負荷設備ごとの燃料費調整額の合計
 (従量制・定額制ともに表示上は円未満を省略します。)
- 再エネ発電賦課金欄 <従量制の場合>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×ご使用量(kWh)
 <定額制の場合>負荷設備ごとの再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計
 (従量制・定額制ともに円未満は切り捨てます。)
- エルフナイト8、エルフナイト10、エルフナイト10プラス、くつろぎナイト12、低圧季節別時間帯別電力をご契約のお客さまの場合、ご使用量欄を次のように表示します。

	ご使用量1	ご使用量2	ご使用量3
エルフナイト8、エルフナイト10	昼間時間	夜間時間	
エルフナイト10プラス	昼間時間	夜間時間	朝夕時間
くつろぎナイト12	昼間時間	夜間時間	ウィークエンド
低圧季節別時間帯別電力	その他時間	ピーク時間	

【ご使用量1】【ご使用量2】【ご使用量3】合計が一月のご使用量となります。

- 従量電灯B・C、エルフナイト8、エルフナイト10、エルフナイト10プラス、くつろぎナイト12 節電とくとくプラン、高負荷率電灯、節電とくとく電灯をご契約のお客さまの場合、割引額は次の割引額のいずれかの合計を表示します。
 ・初回振替割引額
 ・エルフV(あったか)プラン割引額
 ・エルフSプラン割引額
 ・節電割引額

- お問い合わせには、お客さま番号をお知らせください。
- お客さまの個人情報保護のため口座番号の下3桁を表示いたしていません。

2019年 5月 20日
 北陸電力株式会社

ご利用いただきありがとうございます。

ご使用量のお知らせ
 お客さま番号 [REDACTED]
 ご契約種別 従量電灯B
 ご契約容量 50A

福井県議会議員 糀谷 好晃

2019年 4月分	今回検針日 4月22日	ご使用期間 3月22日~ 4月21日	ご使用量 58 kWh
--------------	----------------	-----------------------	----------------

ご利用額(概算) 2,368円
 (うち消費税等相当額) 176円

基本料金	1,188円00銭
電力量料金(1段階目)	1,016円16銭
燃料費調整額	50円46銭
初回振替割引額	-54円00銭
再エネ発電賦課金	168円00銭

次回検針日 5月22日
 支払期日 5月22日
 振替予定日 5月9日
 [前年同月のご使用量(3月22日~ 4月19日)]
 54kWh

※ご契約変更等で実際のご請求額と異なる場合がございます。

検針結果	計器番号	今回指示数	前回指示数	差引	乗率(倍)
全日	790	779.8	721.5	58.3	1

スマートメーターの場合は、30分ごとに計量したご使用量を積算し算定しているため、計量器の差引とご使用量が相違する場合があります。
 「電気料金・使用量照会サービス」では、お客さまの30分単位でのご使用量や電気料金の履歴などが確認いただけます。

毎度ご利用いただきありがとうございます。

電気ご使用量のお知らせ
 お客さま番号 [REDACTED]
 ご契約種別 低圧電力
 ご契約容量 5kW

福井県議会議員 糀谷 好晃

2019年 4月分	今回検針日 4月22日	ご使用期間 3月22日~ 4月21日	ご使用量 38 kWh
--------------	----------------	-----------------------	----------------

ご利用額(概算) 5,994円
 (うち消費税等相当額) 444円

基本料金	5,724円00銭
力率割引額	-286円20銭
電力量料金(その他季)	413円82銭
燃料費調整額	33円06銭
再エネ発電賦課金	110円00銭

次回検針日 5月22日 力率 90%
 支払期日 5月22日
 振替予定日 5月9日
 [前年同月のご使用量(3月22日~ 4月19日)]
 23kWh

※ご契約変更等で実際のご請求額と異なる場合がございます。

検針結果	計器番号	今回指示数	前回指示数	差引	乗率(倍)
全日	086	694.7	656.9	37.8	1

スマートメーターの場合は、30分ごとに計量したご使用量を積算し算定しているため、計量器の差引とご使用量が相違する場合があります。
 「電気料金・使用量照会サービス」では、お客さまの30分単位でのご使用量や電気料金の履歴などが確認いただけます。

領 収 書 等 添 付 票

整理番号	10-1	支払年月日	令和1年 5月 24日
使 途 項 目	事務所費	支 出 科 目	燃料・光熱水費
使 途 内 容	事務所水道料		
費 用 内 容	事務所水道料	摘 要	1期
政 務 活 動 費 充 当 額 (支 払 額)	1,890 円	按 分 率:	1/2
	(3,780 円)	充 当 根 拠: 後 援 会 活 動 と の 按 分	

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

(公)

敦賀市 水道料金 納入通知書兼領収証書
下水道使用料

水栓番号 03130844-005

使用場所 敦賀市呉竹町1丁目41-15-202
奥野ビル

使用者名 福井県議会議員 稲谷 好晃 様

請求年度・期	平成31年度1期	44549
水道使用水量	2 m ³	
下水道使用水量	2 m ³	
水道料金	1,728 円	
下水道使用料	2,052 円	
*****	*****	円
合計金額	3,780 円	(280 円)

※()内は消費税等相当額。枠内の各金額は消費税等を含めた金額です。
本書の金額を納入期限内に裏面記載の取扱窓口へ納めてください。

発行日 令和元年05月15日
納入期限 令和元年05月31日

敦賀市長 淵上 隆信 

※ 領収日付印のないもの又は金額を訂正したものは無効です。
※ お間違い合わせ窓口は裏面に記載しております。
※ この領収証書は大切に保管してください。

口座番号	00720-1-960641
加入者名	敦賀市企業出納員

上記の金額を領収しました。

領 収 日 付 印
054384
19.5.24
コーソン
敦賀森崎店

収入印紙不要

収納代行: 地銀ネットワークサービス

▶ お客様控え



[現在のページ](#) [トップページ](#) [くらし](#) [上水道・下水道](#) [手続き・料金・各種補助金](#) [上下水道料金について](#)

上下水道料金について

最終更新日：2018年4月20日

敦賀市では、2ヶ月ごとに水道メーターの検針を行い、使用水量に応じて上下水道料金を計算しています。

各地区の請求月

北地区、南地区、西地区(三島町1,2,3丁目、津内町1,2,3丁目、川崎町、松栄町、結城町、開町)、東郷地区、中郷地区、愛発地区、西浦地区

	1期	2期	3期	4期	5期	6期
使用月	2・3月	4・5月	6・7月	8・9月	10・11月	12・1月
請求月	4月	6月	8月	10月	12月	2月

松原地区、東浦地区、栗野地区、西地区(昭和町1,2丁目、呉竹町1,2丁目、中央町1,2丁目)

	1期	2期	3期	4期	5期	6期
使用月	3・4月	5・6月	7・8月	9・10月	11・12月	1・2月
請求月	5月	7月	9月	11月	1月	3月

関連ファイル

[上下水道料金表 \(PDF: 90KB\)](#)

[早見表\(上水口径13mm\) \(PDF: 89KB\)](#)

[早見表\(上水口径20mm\) \(PDF: 89KB\)](#)

[早見表\(下水\) \(PDF: 89KB\)](#)

関連リンク

[上下水道お客様センター](#)

[水道使用開始・休止の届出](#)

[水道メーターの検針について](#)

[水道料金・下水道使用料のお支払い方法について](#)

情報発信元

上下水道お客様センター

敦賀市 中央町2丁目1番1号

電話番号：0770-22-8143

[お問い合わせ](#)